本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第58号

令和３年７月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　８：30～17：15　土日祝日・年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

こんなことが気になったら・・・

- サービスの契約や、制度の申請手続きなどが、一人では不安。
- 最近、お金の管理が不安になってきた。
- 老後に頼れる人がいない。
- 本人の代わりに手続きしようとしたら、成年後見人が必要ですと言われた。



高齢者等の権利や財産を守る 成年後見制度 があります！



成年後見制度ってなに？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の契約等の法律行為を、本人に代わって、成年後見人等が行う制度です。成年後見制度には、「**任意後見制度**」と「**法定後見制度**」があります。

「任意後見制度」

今は十分な判断能力がある人が、将来、認知症などによって判断能力が十分でなくなった時に備えて、あらかじめ後見人（任意後見人）を決めておき、その人との間で「契約」を行います。

判断能力が不十分になった時には、契約に基づいて、任意後見人による後見等が開始されます。



誰に何を頼むかを事前に決めておけると安心ね。

「法定後見制度」

すでに、判断能力が十分でない人に、裁判所が成年後見人等を選任して、本人に代わり、財産管理や日常生活上の手続きなどを行います。本人の判断能力に応じ、３つの類型があります。

「補助」　判断能力が不十分な人
「保佐」　判断能力が著しく不十分な人
「後見」　判断能力がほとんどない人

頼める親族がいなくても、法律や福祉の専門職が、本人に代わって、権利を守ります。



成年後見制度などに関する相談機関の紹介は裏面へ ⇨

「本庄市成年後見サポートセンター」で相談をお受けします

本庄市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する相談、利用に関する手続きや書類作成の説明などの支援を行います。また、市民後見人の養成や、成年後見制度の理解と普及に向けた啓発活動を行います。

一般相談

サポートセンターの職員が、電話や来所による相談に応じます。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。相談は無料、予約は不要です。

相談日時：月～金曜日（休日年末年始除く）
8：30～17：15
会　場：社会福祉協議会事務所
（本庄市銀座 1-1-1 はにぽんプラザ2階）

専門相談

弁護士・司法書士・相談員が直接相談に応じます。１回の相談時間は、おおむね３０分～１時間程度です。相談は無料、事前予約が必要です。

相談日時：毎月第２・４火曜日（休日除く）
13：00～16：00
会　場：はにぽんプラザ２階　相談室（社協）
予約方法：前月初日（土日休日を除く）より先着で当日 14：00 まで受付。受付開始日は電話受付のみ。

本庄市成年後見サポートセンター
（本庄市社会福祉協議会内）　☎24－2755

「成年後見相談ダイヤル」



高齢者や障害者のお金や不動産、相続、成年後見に関する相談を、電話でお受けします。相談は無料です。係争中の案件には対応できません。

フリーダイヤル：0120-235-833
受付時間：月～金曜日９：00～17：00
※本庄市・美里町・神川町・上里町に在住、または家族が在住している方が利用可能

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方が利用できます。福祉サービスや日常の暮らしに必要なお金の出し入れなどのお手伝いを行います。利用には、この事業についてある程度理解でき、契約できる能力を有することが必要です。

問合せ：本庄市社会福祉協議会☎24-2755

花の名前　漢字クイズ

「鬼灯」

ヒント：秋にオレンジ色の提灯のような実をつけますが、初夏には白やクリーム色の小さな花を咲かせます。

花言葉「自然美」「心の平安」

★７月の予定★

日時・会場	行事
７／16（金） 13：30～15：00 はにぽんプラザ２階 活動室Ａ・Ｂ	**地域ケア個別会議** 自立支援と重症化予防を視点として、高齢者の方への支援を関係者や専門職で検討します。
７／26（月） 13：30～15：30 はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。

漢字クイズの答え：ほおずき